

複製禁止

# 許可証

香芝市指令 市衛第 11 号

香芝市上中 5 2 番地 2  
株式会社NANBU  
代表取締役 岩本 和代 様

平成 29 年 2 月 2 日付けにて申請のあった一般廃棄物収集運搬業  
の許可申請については、次の条件を付して許可します。

平成 29 年 4 月 1 日

香芝市長 吉田 弘明



- 許可の有効期限 平成 29 年 4 月 1 日から  
平成 31 年 3 月 31 日まで
- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、特別管理一  
般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法第 2  
条第 4 項で定める機械器具は除く。）
- 区 域 香芝市内
- その他必要な事項 裏面記載のとおり

複写厳禁

## 許可条件 (一般廃棄物収集運搬業者)

一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）は、許可業務を遂行するに当たり、市の指示指導に従い下記条件を厳守すること。

1. 許可車両は、次のとおりとする。  
6 t パッカー 奈良 830 す・・ 48
2. 搬入量は、一日当り 1, 000 kg とし、一箇月 25 t 以内とする。
3. 搬入時間は、午前 8 時 40 分から午後 0 時までと、午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし午前中については可燃でカード車のみを原則とする。
4. 業務を実施するに当たっては、香芝市の許可に基づく公共性の高い事業であることを深く認識し、信用を失墜するような行為を行わないこと。
5. 交通法規を遵守し、安全運転に努めることはもちろん、対向車に道を譲る等、交通マナーを常に配慮して業務を実施すること。
6. 廃棄物を収集運搬する際には、常に親切丁寧を心がけ、ごみ容器より完全に収集し、その付近にごみが散乱又は飛散しないよう、措置すること。
7. 廃棄物の収集・運搬及び搬入については、市の指定した収集形態（分別収集）とすること。
8. 収集した廃棄物は、市の指定したごみ処理施設へ搬入し、係員の指示に従うこと。また、市外ごみ、産業廃棄物、危険性・爆発性のあるものやその他処理施設に支障が生じるものは搬入しないこと。
9. 駐車場施設については、悪臭、騒音等公害発生の防止並びに関係法令等に違反のないよう、特に留意すること。
10. 許可業者は、その事業を廃止又は休止するときは、10 日以内に市長にその旨を申し出ること。
11. 許可業者は、この許可条件の外、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、香芝・王寺環境施設組合手数料条例並びに関係法令を遵守すること。
12. 許可申請書の記載事項に変更のあるときは、あらかじめ市長に届け承認を受けること。
13. 許可業者が、この許可条件を履行しないとき又は関係法令の規定に違反したときは、業務を停止するか若しくは許可を取り消すことがある。